

寄せられた意見とそれに対する市の考え方

令和4年2月10日から3月12日までの30日間、市民の皆さんから「守谷市地域防災計画（地震災害対策編・風水害対策編・事故災害対策編）の一部改定（案）」に対する意見を募集しました。

この期間、市民の皆さんから寄せられたご意見及びご意見に対する当市の考え方は次のとおりです。

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
① IBS茨城放送のFM補完中継局の記載誤り（守谷局をつくば局に訂正必要）	1	①のご意見につきましては、ご意見のとおり、2021年6月23日にFM補完中継局つくば局が免許を交付され、7月1日に開局したことに伴い同時に守谷局が閉局となっておりますことから「つくば局」に修正します。
② 震度速度の算定方法（最新のJ-SHIS MAPによる算定の必要性、誤記載の訂正）	1	②の誤記載の訂正についてのご意見につきましては、ご意見のとおりJ-SHIS「Map」が正式名称となりますので、「Map」に修正します。
③ 「日本被害地震総覧」の正しい書籍名の記載。	1	③のご意見につきましては、正しい書籍名は「最新版 日本被害地震総覧 [416]-2001」となることから修正します。
④ 県の想定震度7地震の明示した上での市の想定震度の明示。 ⑤ 首都直下地震緊急対策区域の指定市であることの記載、「地方緊急対策実施計画」との関係の記載。 ⑥ 守谷市の想定震度は震度6強又は震度7との知見との整合性。 ⑦ もりや暮らしの便利帳記載の「守谷市揺れやすさマップの想定震度」との不整合。 ⑧ ライフラインの被害割合・復旧日数・復旧率の記載等。 ⑨ 食料等・飲料水・生活必需品への灯油ストーブ・灯油、停電対応電話機の備蓄の明記。	1	③のご意見の（最新のJ-SHIS Mapによる算定の必要性）のご意見から⑨までのご意見につきましては、今回は令和3年5月の災害対策基本法（昭和36年法律223号）の一部改正に基づいた改定のため、計画への明記はいたしません。いただいたご意見は重要なお提案です。さらに、守谷市地域防災計画も全面改正から3年が経過し、人口の増加による被害想定等も見直しが必要となっていることから、今後、計画の見直しの際には、内容を十分に参酌させていただき、あわせて茨城県の計画および改正された茨城県被害想定を参考に、改定して参ります。